

新たに下水道が使えるようになった区域では、受益者負担金が賦課されて、自宅から下水道へのつなぎ込み工事ができるようになります。すでに下水道が使える区域の方も、下記の内容を今一度ご確認ください。

受益者負担金が賦課されます

下水道が使えるようになり、供用開始の公示がされると、その区域内の土地所有者（その土地に地上権、質権等の権利がある場合はその権利者）に対して「受益者負担金」が賦課されます。（賦課は一度限り）

負担金の額は？

所有している土地の広さ1㎡あたり600円です。
例/約165.28㎡の土地では9万9100円

負担金の納付方法は？

負担金は20回（年4回×5年）に分けて納めることができます。また、納付金を全額または年額を一括で納付すると、納付金の一部が報奨金として交付される「一括納付報奨金制度」が適用されます。



納付方法	報奨率
初年度の第1期に全額を一括納付	20%
2年目の第1期に残額を一括納付	16%
3年目の第1期に残額を一括納付	14%
4年目の第1期に残額を一括納付	12%
各年度の第1期にその年度分を一括納付	6%

つなぎ込み工事の補助制度

供用開始後3年以内に下水道へのつなぎ込み工事を行う場合、次の①か②のどちらかの制度を活用できますので、早めのつなぎ込み工事にご協力をお願いします。



- ①水洗化工事の助成制度/
 - ・くみ取り便所の大便器取替1個につき1件1万円
 - ・浄化槽接続工事1件1万円
- ②融資あっせん制度/水洗便所に改造する工事費などを負担することが困難な場合、町が指定した金融機関に融資あっせんを行い、その融資額（工事費の範囲内）に伴う利子を助成します。
- 融資額/1世帯当たり10万円以上50万円以内（1万円単位）
※借入額を完済した場合には、支払い利子に対して100%分の利子補給をします。



● 苧田町下水道排水設備指定工事店一覧を更新しました

一覧が必要な場合は、町HPからダウンロード、もしくは下水道課窓口までお越しください。
※注意：委託された業者を装った悪質な訪問販売や、排水管の清掃・点検などの名目で、業者が不必要な作業等を行おうとする事例が報告されています。不審に思われた際には、町より発行された顔写真付きの身分証明証をご確認いただくか、下水道課へお問い合わせください。



下水道に接続している方へ

● 下水道を整備して住みよい町に

下水道が整備され、各家庭の下水道への接続が進むと、より快適で衛生的な生活環境を実現できるようになります。例えば…

- 魚や水の生物が住みやすくなり、安心して川遊びのできる川になります。
- 溝や川のいやな臭いなくなり、住みやすい町になります。
- くみ取りや浄化槽の管理の手間がなくなります。



● 下水道を正しく使いましょう

- ・台所では、野菜くずやご飯の残り、食用油などを流さないようにしましょう。
- ・トイレではトイレトーパー以外の異物などを流さないようにしましょう。浴室などの排水口には、大きなものが流れないように網か格子をつけましょう。
- ・合成洗剤に含まれているリンは、浄化センターで処理しても取り除くことが困難です。洗濯の際は無リン洗剤を使うように心がけましょう。

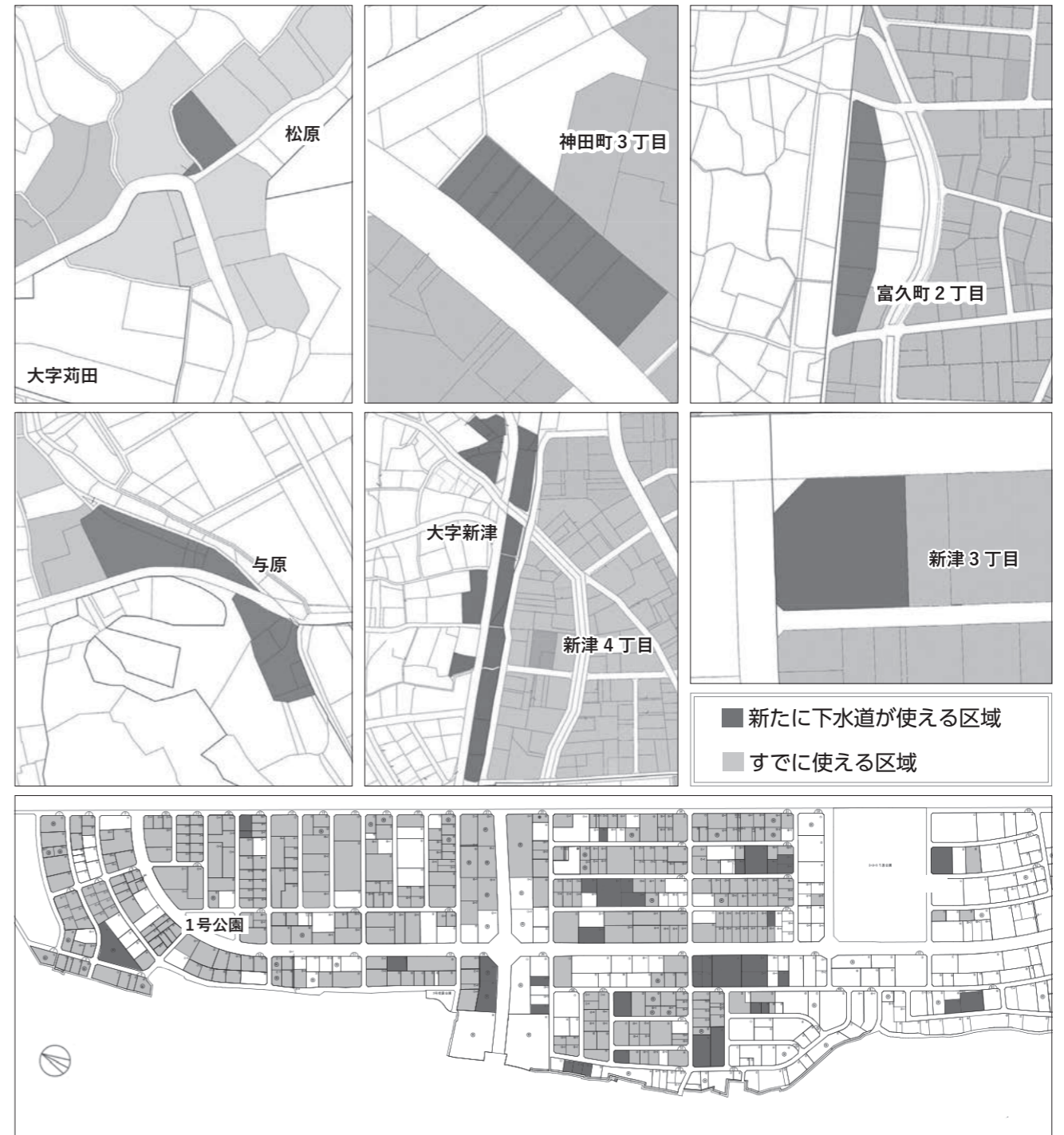


下水道が使える区域が増えました



4月から町内の一部区域で新たに下水道が使えるようになりました（下図参照）。より衛生的な生活環境を実現できるよう、下水道への接続をお願いします。

●お問い合わせ/下水道課 ☎093・434・1829



令和8年度 軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税は、原付自転車や軽自動車などの所有者にかかる税金です。納税義務の人に、4月下旬に軽自動車税の納税通知書をお送りしますので、期限内納付にご協力ください。

■納税義務者／4月1日（賦課期日）現在で、町内の主な定置場に軽自動車などを所有している人

■納税方法／4月下旬に発送する納税通知書で6月1日⑨までに納めてください（口座振替可）。
※軽自動車税は月割課税制度がないため、4月1日現在の所有者に課税されることになり、4月2日以降に廃車届などをしてその年度分の税金は全額納税が必要となりますのでご注意ください。

■納税証明書の有効期限

納税証明書年度	有効期限
令和7年度	令和8年5月31日
令和8年度	令和9年5月30日

※車検時には車検場においてオンラインで納税確認ができるため納税証明書の提示は基本的には必要ありません。ただし、システムの反映に時間がかかる場合があるため、車検が近く至急納税証明書が必要な場合はお問い合わせください。

■二輪の軽自動車納税証明書送付を廃止します／令和7年4月から、軽自動車税納付確認システムの導入に伴い、車検時の納税証明書の提示が原則不要になりました。そのため、前年度まで口座振替・スマートフォンアプリ決済利用者に送付していましたが、納税証明書の送付を廃止します。
※ただし、システムの反映に時間がかかる場合があるため、車検が近く至急納税証明書が必要な場合はお問い合わせください。

■減免申請／身体障害者手帳等を持っている人は、軽自動車税が減免される場合があります。減免を受ける場合は6月1日⑨までに必要書類を持参して申請してください。

【必要書類】減免対象となる手帳（身障者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳）、運転する人の運転免許証、車検証

※減免は対象者一人につき一台です。普通車で減免を受けている人は軽自動車での減免は受けられません。

※現在減免を受けている人で、引き続き減免を受ける場合は、4月中旬に送付した現況届を返送することで更新手続きができます。現況届がお手元に届かない場合は税務課までご連絡ください。所有者などの変更があった場合は、新たに減免の申請が必要です。

軽自動車税の税率

■原動機付自転車・二輪車などの税率

原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	2,000円
二輪の軽自動車	ミニカー	3,700円
	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円

■四輪以上・三輪の軽自動車の税率

	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両		最初の新規検査から13年を経過した車両
	三輪（660cc以下）				
四輪以上（660cc以下）	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

軽自動車税の軽減と重課税

■グリーン化特例／令和3年4月1日～令和10年3月31日までに新車新規登録した四輪以上または三輪軽自動車で、一定の環境性能があるものは、当該年度の翌年度分の税が軽減されます。

■重課税／軽自動車のグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪以上または三輪の軽自動車は約20%の重課税率が適用されます。

●問い合わせ／税務課 町民税担当 ☎ 093・434・1115

令和8年度 国民年金保険のお知らせ

■令和8年度国民年金保険料／月額 17,920円

■保険料の免除・猶予となる制度

年金の納め忘れの状態では、不測の事態（障害や死亡）が発生しても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があります。所得が少ない場合や、学生である、失業・事業の廃止（廃業）などの理由で納付が難しい場合は、保険料の免除・猶予となる制度があります。

■国民年金保険料免除等の申請

●学生納付特例申請

令和8年度の受付は4月から開始しています。

【申請場所】保険健康課保険年金担当窓口（役場2階）

【申請に必要なもの】学生証

※令和7年度に申請して、今年度も学生の人には、日本年金機構よりハガキ形式の申請書が届きます。必要事項を記入し投函ください。

※令和7年12月以降に初めて手続きをした人にはハガキが届かない場合があります。引き続き学生納付特例を希望する人は、学生証を持参のうえ改めて申請してください。

●一般免除申請

令和8年度の受付は7月から開始します。

【申請場所】保険健康課保険年金担当窓口（役場2階）

※R6～7年度の保険料に未納があり、免除や猶予に該当見込みのある人にもハガキ形式の申請書が送付されます。

■退職者は年金の切替え手続きが必要

20歳以上60歳未満の人が退職し、農業者、自営業、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者（または3号被保険者）への切り替え手続きが必要です。

●問い合わせ／保険健康課 ☎ 093・434・1848

■産前産後期間の保険料免除

出産予定日または出産した月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。これにより免除をされた場合でも、将来の年金受給額は減りません。

【対象】平成31年2月1日以降に出産した国民年金加入者（1号被保険者）

※厚生年金加入者（2号被保険者）は、事業所に申出ください。事業主が手続きを行います。
※被扶養者（3号被保険者）は、年金保険料の負担がないため、免除に該当しません。

【必要なもの】

- ・親子(母子)健康手帳(出産予定日が確認できるもの)
- ・本人確認書類

■第1号被保険者 育児期間の保険料免除

10月1日からはじまる制度で、子を育てている1号被保険者（実父母・養父母）は、養育する子が1歳になるまでの期間の保険料が免除されます。産前産後免除制度と同様に、保険料納付済期間として将来の年金受給額に算入されます。詳細は分かり次第お知らせしますので、お待ちください。

マイナポータルを利用した国民年金の加入手続・保険料免除申請等の電子申請もできます。詳細は、



日本年金機構のホームページをご覧ください。

5月の大型連休に関するお知らせ

●連休中のごみ・し尿の収集

ごみ	4/29 水	5/2 土	5/3 日	5/4 月	5/5 火	5/6 水
○	○	×	○	○	○	

し尿	4/29 水	5/2 土	5/3 日	5/4 月	5/5 火	5/6 水
○	×	×	○	○	○	

☎ 環境課 ☎ 093・434・1834

●行橋京都休日・夜間急患センター受付時間

月日	内科・小児科	歯科
5/3 日	9:00～17:45	9:00～17:00
5/4 月		
5/5 火	19:15～翌9:00	
5/6 水	9:00～17:45	19:15～22:15

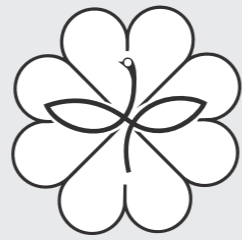
受付時間外の17:45～19:15はセンターを施設しますので館内には入れません。18:00～19:30は次の診療準備のため休診します。

☎ 行橋京都休日・夜間急患センター ☎ 0930・26・1399

あなたのまちの身近な相談相手

民生委員・児童委員、主任児童委員

5月12日の「民生委員・児童委員の日」、5月12日～18日の「活動強化週間」に合わせて、苅田町民生委員・児童委員協議会では、一人暮らしの高齢者訪問や登校時の児童への見守りあいさつ運動などを行います。この機会に、委員の活動に関心を持ち、活動へのご理解・ご協力をお願いします。



民生委員・児童委員ってどんな人？

【民生委員・児童委員】地域の身近な相談相手です。医療や介護の悩み、子育ての不安や妊娠中の心配ごと、失業や経済的困窮による生活の心配ごとなど、様々な相談に乗っています。
【主任児童委員】子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する民生委員・児童委員です。

一人で悩まずにまずはご相談を

生活に関する悩みや不安がありましたら、一人で悩まずにお住まいの地域の民生委員・児童委員へお気軽にご相談ください。また、民生委員・児童委員には法に基づく守秘義務がありますので、相談内容を他人に漏らすことはありません。

民生委員・児童委員	
担当区域	氏名(敬称略)
雨窪・若久2	不在
若久(海側)	松下恭一
若久(山側)	高村保六
松山	矢野直子
松原	山下美矢子 江口真理
西町	松本恵美子
本町	長尾鈴枝
中町	不在
上町	能見英雄
幸町	横嶋周一 横井幸江
提(海側)	有門篤
提(山側)	原田義廣
長畑	近藤玲子
京町1丁目	潮下多恵子
馬場(山側)	田中政行
馬場(海側)・京町2丁目	小嶋 渉
港(港町・磯浜町1丁目の一部)	高橋恭三

港(磯浜町1丁目の一部、2丁目)	西頭 茂
南原(大字南原、山側の南原)	尾形清次
南原(JRと国道の間)	三枝邦雄
南原(殿川町・海側の南原区)	山本信夫
城南区	小島秀子
集(大字集・山側の集)	金井田政雄
集(海側)	末次 清
近衛ヶ丘	合澤美里
尾倉(山側)	福田邦子
尾倉1・2・4丁目	山本正樹
尾倉3丁目・海側の尾倉	久保富子
山側の尾倉・小波瀬1丁目の尾倉	木谷文子
与原上・美波台	河野利江 大島信夫
与原下	増田久美子 宮下雅美
小波瀬	嶋崎正幸

桜ヶ丘	野中三千秋
白石・白石3	沖 高代
二崎	井本百々美
新津(山側)	名嶋浄慈
新津3・4丁目	村上佳正
新津1・2丁目	宮原広行
緑ヶ丘	荒石克巳
百合ヶ丘	清水直敏
今古賀	糸濱克典
猪熊・木ノ元・浄土院	森みどり
片島・岡崎	麦田秀邦
葛川	出口正敏
稲光・稲光上	古谷加代子
八田山・山口・等覚寺	二木 満
谷・法正寺	吉本美智子
鋤崎・黒添	木山充孝

主任児童委員

新津中学校区	野川佳寿子 中園和枝
苅田中学校区	南美由紀 伊規須麻実

●問い合わせ／福祉課 ☎ 093・434・1039

ブロック塀や住宅に関する補助金

ご注意！

いずれの補助金も、すでに契約・着手している場合は対象外です。必ず事前に 町にご相談ください。

苅田町ブロック塀等撤去費補助金

道路に面し、倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去を行う方に対し、撤去費用の一部を補助します。

補助率と限度額

- ・補助率：撤去費用の50%
- ・上限額：12万円



老朽危険空き家等除却促進事業補助金

住宅で、木造または軽量鉄骨造の老朽化した危険空き家の除却を行う方に対し、除却費用の一部を補助します。

補助率と限度額

- ・補助率：撤去費用の50%
- ・上限額：50万円



木造戸建て住宅性能向上改修補助金

昭和56年5月31日以前に建築・工事着工された木造戸建て住宅の性能向上改修工事や建替え等に伴う除却工事を行う方に対し、費用の一部を補助します。

補助率と限度額

- 【性能向上改修工事】
- ・補助率：費用の50%
- ・上限額：80万円
- 【除去工事】
- ・補助率：費用の23%
- ・上限額：30万円



だれてもてきる ニコニコ体操

足元すっきり体操

足元の血行を促し、歩きやすさやバランス向上に効果的な体操です。お風呂上がりなど体が温まった状態で行うのもおすすめです。足指をしっかりと動かして、無理のないように、ゆっくり行いましょう！



期待の効果

- ・足指の動き改善
- ・バランス能力の向上
- ・歩行の安定性向上

ポイント

- ・足指をしっかりと動かす
- ・反動をつけない
- ・ゆっくり行う

①足指ほぐし

20～30回ほど上下に動かす

- ・足の指の間に手の指を入れる
- ・しっかり握って足の指を上下に動かす

②おしり、外側

30秒程度保持し反対の脚も行う

- ・タオルを右足のつま先にかけて、左手で持つ
- ・脚を左上へ引き上げる

●問い合わせ／総合体育館 健康増進教室 ☎ 080・4079・4876

運動の専門家が常駐しています(火～日 12～20時 水～金 9～17時)。お気軽にお問い合わせください。